

定 款

2025 年 6 月 23 日改訂

公益社団法人 北海道観光機構

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人北海道観光機構と称する。英文名称を Hokkaido Tourism Organization とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道の観光振興推進の中核機能を担い、関係機関・団体・企業・地域の知恵と資源を結集し、観光事業の振興並びに地域の活性化を図り、北海道民の生活、文化の向上並びに経済の発展、及び国際交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北海道の観光戦略の企画及び推進
- (2) 観光団体及び関係団体との連携
- (3) 観光事業に係る調査研究
- (4) 観光プロモーションの推進
- (5) 地域観光の支援
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体、法人、公共団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は別に定める入会申込書により、会長

に入会の申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 入会は、会長が入会申込者に通知する。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において定める会費を支払わなければならない。

2 この法人は、事業運営上、必要な負担金を会員に徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出し任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (2) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (3) 総正会員が同意したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときは、出席した理事の中から総会において選出されたものがこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条

正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。

この場合、会長に対し、代理権を証明する書類を提出しなければならない。

- 2 第1項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第20条

正会員は、法令の定めに従って、書面により議決権を行使することができる。

この場合、その議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちから総会において選出された議事録署名人1人が、署名又は記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

理事3名以上20名以内、 監事3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、5 名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- 4 副会長のうち、1 名を法人法上の代表理事とすることができる。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、代表理事である副会長並びにその他の副会長、専務理事及び常務理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
また、代表理事である副会長は、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、事務局を統括する。
- 5 会長及び専務理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 名誉会長、幹事、相談役、顧問、特別顧問

(名誉会長、幹事、相談役、顧問、特別顧問)

第29条 この法人に、名誉会長 1 名、幹事、相談役、顧問、特別顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、会長の諮問に応じて、この法人の運営について助言を与える。
- 4 幹事は業種等から会長が委嘱し、幹事会を構成してこの法人の運営について提言を行う。
幹事から代表・副代表を会長が委嘱し、幹事会を運営する。
- 5 相談役は、機構役員経験者から会長が委嘱し、会長への助言を行う。
- 6 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応じて、この法人の運営や理事・監事を支援する。特に担当分野を担う顧問を特別顧問とする。
- 7 名誉会長、顧問、幹事、相談役、幹事の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2

週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

- (4) 法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 正・副会長会

(正副会長会)

第38条 この法人に、正・副会長会を置く。

- 2 正・副会長会は、会長、副会長、専務理事、常務理事で構成する。
- 3 正・副会長会は、理事会の審議事項の検討等を行う。
- 4 正・副会長会は必要に応じて、委員会等を設けることができる。
- 5 委員会等に関し必要な事項は、正・副会長会が別に定める。

第9章 資産及び会計

(寄付金)

第39条 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産についてはその取扱いについては、

理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規則によるものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
-
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」

という。)施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法人法第148条で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 事務局

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

- 4 前項以外の職員は会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第13章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は坂本眞一、業務執行理事は北山憲武とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定に係わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

本定款は、本機構の設立許可のあった昭和 37 年 9 月 27 日より施行する。

昭和 46 年 1 月 30 日 一部変更
昭和 47 年 12 月 1 日 一部変更
昭和 49 年 6 月 28 日 一部変更
昭和 52 年 5 月 12 日 一部変更
昭和 59 年 6 月 29 日 一部変更
平成 2 年 7 月 23 日 一部変更
平成 4 年 6 月 30 日 一部変更
平成 8 年 6 月 20 日 一部変更
平成 16 年 4 月 1 日組織統合による変更
平成 20 年 4 月 1 日組織改組による変更
平成 22 年 4 月 1 日 一部変更
平成 22 年 6 月 8 日 一部変更
平成 25 年 4 月 1 日組織改組による変更
平成 26 年 8 月 7 日 一部変更
令和 2 年 6 月 22 日 一部変更

令和 5 年 6 月 26 日 一部変更

令和 6 年（2024 年）6 月 24 日 一部変更

令和 7 年（2025 年）6 月 23 日 一部変更

上記は現行定款である 2025 年 6 月 23 日

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 番 1 緑苑ビル 1 階

公益社団法人北海道観光機構

代表理事・会長 唐神 昌子